

1. 廃業等の届出について

1-1. 廃業等の届出の提出が必要な場合

宅建業者が次の事由に該当することとなった場合には、「廃業等届出書」を提出する必要があります。

- (1) 死亡（個人免許）
- (2) 合併による消滅（法人免許）
- (3) 破産（法人又は個人免許）
- (4) 合併及び破産以外での解散（法人免許）
- (5) 宅建業の廃止（法人又は個人免許）

- ・ 届出は、届出事由の発生日から30日以内に行うこととなっております。

なお、個人免許業者が死亡した場合の届出は、相続人がその事実を知った日から30日以内となっております。

- ・ 免許の効力は、上記（1）及び（2）の事由による場合は**事実の発生日**に、その他の事由は**届出をした日**に失効します。

1-2. 必要書類

- (1) 廃業等届出書（正1部）
- (2) 免許証原本（紛失の場合は「発見しだい返納する」旨の誓約書）
- (3) その他届出事由、届出者の確認ができるもの（下表参照）
- (4) 廃業事由により、届出人について更に詳しく事情を伺い、確認することがあります。

廃業事由	法人 個人	廃業日 (免許失効日)	届出人	添付書類 (免許証原本の他)
死亡	個人	死亡日	相続人	死亡及び相続人が確認できる戸籍謄本
合併による 消滅	法人	合併による 解散日	代表する役員 であった者 (元代表役員)	合併されたことが確認できる元の法人の 登記事項証明書
破産	両方	届出日	破産管財人	破産及び管財人を確認できる書類（注）
合併及び破産 以外での解散	法人		清算人	解散したことが確認できる法人の登記事 項証明書
宅建業の廃止	法人		法人代表者	代表者の交代等がある場合、法人の登記 事項証明書
	個人		免許を受けた者	—

（注）破産について裁判所の発行する証明書。（届出印についても、この証明に押印された管財人の印）